



鳥取県公報

平成 24 年 11 月 30 日(金)
第 8 4 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (785) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (786) (〃) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (34) 2
	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の 基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間 (35) 3
	衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間 (36) 3
	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (37) 3
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (景観まちづくり課) 3
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 4

告 示

鳥取県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	変更前	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1253-17地先から 同字1251-18地先まで	3.2~46.9	1,094.0
	変更後	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1253-17地先から 同字1251-18地先まで	5.6~97.6	614.0
		日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-24地先から 同町下黒坂字割谷1313-1地先まで	5.2~54.4	983.0

鳥取県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1253-17地先から同字1251-18地 先まで	平成24年12月1日
	日野郡日野町下黒坂字鶴ノ池1251-24地先から同町下黒坂字割 谷1313-1地先まで	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

平成24年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年12月7日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第46回衆議院議員総選挙における委員長の専決処分事項について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成24年12月3日。ただし、年齢については、同月16日を基準日とする。
- 2 登録を行う日
平成24年12月3日
- 3 縦覧に供する期間
平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により平成24年12月4日と定めたので、同令第23条の11第5項の規定により告示する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成24年12月4日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路 3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鳥取市千代水二丁目並びに安長字平森、字東魚尾、字正ヶ坪、字秋里田及び字行水
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成24年11月30日から同年12月14日まで

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察本部庁舎通信機器賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成24年11月7日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 落 札 金 額 | 月額521,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成24年9月28日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |